

2 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産に係る取扱い

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産の償却の方法

問 9 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産に係る償却の方法及び償却可能限度額の廃止に伴う具体的な計算の方法を教えてください。

(答) ① 平成 19 年度税制改正において措置された、新たな償却の方法については、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産について適用されますので、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産の償却の方法は、名称が「旧定額法」又は「旧定率法」等に改められましたが、改正前と同様の計算を行います(所法 120)。

② なお、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産について、各年分において不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額が、償却可能限度額まで達している減価償却資産については、その達した年分の翌年分以後において、次の算式により計算した金額を償却費の額として償却を行い、1 円まで償却します(所令 134①一、②)。

【算式】

$$\text{償却費の額} = (\text{取得価額} - \text{取得価額の 95\%相当額} - 1 \text{円}) \div 5$$

※ 年の中で事業の用に供した場合などには、「本年中に事業に使用していた月数/12」を乗じます。

適用時期：この改正は、平成 20 年分以後の所得税について適用されます(平成 19 年改正所令附則 12②)。したがって、平成 19 年分以前に償却可能限度額に達した場合には、平成 20 年分以後の各年分において、上記の算式により計算した金額を償却費の額として必要経費に算入することとなります。

○ 具体的な計算は次のとおりです。

【設例 1】 平成 20 年分以後において、その前年分までの各年分において不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入された償却費の額の累積額が、償却可能限度額まで達している減価償却資産の場合

取得年月：平成 14 年 1 月 取得価額：100 万円 耐用年数：6 年

耐用年数省令別表九の耐用年数 6 年の旧定額法の償却率 ⇒ 0.166

(事業専用割合は 100%とします。)

(単位：円)

年 分	19 年分	20 年分	21 年分	22 年分	23 年分	24 年分	25 年分
期首未償却残高	253,000	103,600	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000
償却費の額	149,400	53,600	10,000	10,000	10,000	10,000	9,999
期末未償却残高	103,600	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000	1

※ 平成 20 年分において、前年分までの各年分において不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入された償却費の額の累積額が償却可能限度額まで達していますので、平成 21 年分(翌年分)以後については、上記【算式】により償却費の額の計算を行います。

※ 1 円を残しますので、平成 25 年分の不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入する

償却費の額は、9,999円となります。

【設例2】 平成19年分以前において、その前年分までの各年分において不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入された償却費の額の累積額が償却可能限度額まで達している減価償却資産の場合

取得年月：平成10年1月 取得価額：100万円 耐用年数：6年

(事業専用割合は100%とします。)

(単位：円)

年 分	19年分	20年分	21年分	22年分	23年分	24年分	25年分
期首未償却残高	50,000	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000	1
償却費の額	0	10,000	10,000	10,000	10,000	9,999	—
期末未償却残高	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000	1	1

※1 減価償却費の累積額が償却可能限度額に達している場合の5年間で1円まで均等償却する措置は、平成20年分から適用となります。

※2 1円を残しますので、平成24年分の不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額は、9,999円となります。